

## 北方町指定給水装置工事事業者 指定更新申請のご案内

- 指定給水装置工事事業者の有効期間は、水道法25条の3の2により5年となっています。
- 更新に関する手続は、次のとおりです。

### 更新の申請に必要な書類

個人	法人	申請の際にお持ちいただくもの	備 考
○	○	指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式第1号)	表と裏の両面とも記入。
○	○	機械器具調書(別表)	種別ごとに1種類以上記載。
○	○	機械器具類の写真	機械器具調書に記載したもの全てを撮影。
○	○	誓約書(様式第2号)	
○	—	住民票(コピー可)	発行日から3か月以内のもの。 ※個人番号は表示しないでください。
—	○	定款の写し	直近のもの。
—	○	登記事項証明書 又は 登記簿謄本 (コピー可)	発行日から3か月以内のもの。
○	○	指定給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書(様式第6号)	更新申請で変更がない場合は不要。
○	○	選任される主任技術者の 免状又は技術者証の写し	記載事項の内容確認用(様式第1号・第6号)。
△	△	賃貸借契約書又は公共料金等の 支払証の写し	申請する住所が登記事項証明書や住民票に記載 のない場合。
○	○	指定事業者証(旧)	従前の指定に係る事業者証を返納してください。
○	○	指定更新時確認事項届出書(別紙)	内容の一部についてホームページ等で公表する ことの可否についても記載してください。
○	○	指定給水装置工事事業者講習会の 受講終了証等の写し	岐阜県では3年に1回講習会を開催。
○	○	主任技術者が受講する外部研修の 受講実施履歴等が分かるもの	受講証明書等。自社研修の場合は証明不要。
○	○	施工者の経験の有無及び配管技能の 資格の有無が分かるもの	資格証明書類(資格者証など)

申請書類は、町ホームページからダウンロードすることができます。

### 申請手数料

14,000円

### 申請場所

北方町役場2階 上下水道課(9番)窓口  
 電話 058-323-1112 FAX 058-323-2113  
 〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地



### その他

更新の手続に要する期間は、申請書類を受け付けた日から15日程度です。  
 期間に余裕を持って、申請してください。

## 申請書類の記入方法

### 1 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）

		個人	法人
表面	「申請者」欄※ <sup>1</sup>	住民票のとおり記入する。	登記事項証明書のとおり記入する。
	「役員の氏名」欄	記入不要。	代表取締役から監査役までの役員全員を記入する。
	「事業の範囲」欄	所得税の確定申告書等を参照して記入する。	登記事項証明書の「目的」欄※ <sup>2</sup> を参照して記入する。
裏面	「事業所の名称・所在地」欄	表面の「申請者」と同じ場合でも記入する。 また、給水装置工事を行おうとする事業所が複数ある場合（例：～支店、～営業所 等）は、その事業所も記入する。	
	「主任技術者の氏名・交付番号」欄	選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名・免状の交付番号を記入する。	

※1 申請書への押印は不要です。

※2 「目的」欄には、「建設業」「土木工事業」等ではなく、「管工事業」「給排水設備工事業」「水道工事業」といった給水装置に関する事業を行う者であることが、明確に確認できる項目の記入が必要です。

### 2 機械器具調書（別表）

機械器具の種別ごとに、必ず1種類以上の記入が必要です。記入した全ての器具を撮影した写真を添付してください。

### 3 指定更新時確認事項届出書（別紙）

確認項目ごとに該当する□にチェックをし（☑）、又は必要事項を記入してください。届出書の内容は、町ホームページなどで公表することがあります。「公表の可否」欄に「可」又は「不可」の指定をしてください。指定がない場合は、全て公表「可」として取り扱います。

記入例を参考に、記入してください。





### ③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

受講者氏名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
北方 一郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	〇年〇月〇日
北方 花子	自社内研修 ○〇に関する業務研修	〇年〇月〇日
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">                     受講した研修会名及び実施団体名を記入する。                 </div>		
上記内容の公表の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。  
 自社内研修については、研修内容を記載してください。

○水道法施行規則（抄）

第三十六条 法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のため

工事を施行しない場合は。以下の欄は記入不要です。

### ④ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要  
 （チェックした場合は、以下記入不要です。）

技能を有する者の氏名（公表対象外）	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか。	資格等を有しているか		工事年度
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	保有している資格等※	
北方 一郎	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	講習会修了者	H30
北方 花子	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	検定会合格者	H30
社員 A	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		H30
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
上記内容の公表の可否 <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可				

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

※資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

○水道法施行規則（抄）

第三十六条 法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。